

# 青森市談合情報対応マニュアル

平成17年 4月 1日決裁  
(一部改正決裁) 平成18年 4月 3日決裁  
(一部改正決裁) 平成21年 7月21日決裁  
(一部改正決裁) 平成27年 2月25日決裁

## 第1 一般原則

### 1 情報の確認

入札に付そうとする建設工事等について、入札談合に関する情報があつた場合は、契約担当部局の長は、当該情報提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに第4の公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ通報するものとする。この場合において、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障がない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

なお、新聞の報道等により入札談合に関する情報を把握した場合、同様とする。

### 2 委員会への報告

委員会の事務局は、第1の1により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合は、情報の内容を談合情報報告書（第1号様式）により取りまとめ、速やかに委員会を招集し、報告するものとする。なお、委員会の事務局において、新聞報道等により入札談合に関する情報を把握した場合も同様に委員会へ報告するものとする。

### 3 委員会の審議

委員会は、第1の2により報告を受けた場合は、以下の項目に留意し当該情報の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものである。

(1) 談合情報の内容が、対象入札を特定し、次のいずれかに該当する場合は、原則として事情聴取その他必要な調査を行うものとする。

①情報提供者の氏名・連絡先が明らかな情報（情報提供者が報道機関の場合も、同様とする。）

②談合が行われた日時、場所及びその具体的な方法が明らかな情報

③談合に関与した業者（団体）名又は人物名が特定されている情報

④談合に関与した当事者以外は、知り得ないと認められる情報又は具体的物証（詳細なメモ、テープ、写真等）がある情報

(2) 入札執行前に把握した談合情報について、当該情報の内容が、対象入札を特定し、入札結果が次のいずれかの内容と合致した場合は、原則として事情聴取その他必要な調査を行うものとし、入札執行後に把握した談合情報については、調査を要しないものとする。

ただし、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度に該当したものについては、調査

を要しないものとする。

- ①落札予定業者を指摘している情報
- ②落札予定金額を指摘している情報

#### 4 公正取引委員会への通報及び警察への情報提供

委員会の事務局は、委員会の審議を踏まえて第2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）について、警察へ情報及び調査結果を情報提供し、手続きの各段階において、第2号様式により、逐次公正取引委員会へ通報するものとする。

#### 5 情報に係る対応

談合情報があった場合の対応は、契約課長又は契約課主幹が対応するものとする。  
また、報道機関から発注者としての対応を求められた場合も同様とする。

### 第2 具体的な対応

談合情報があった場合は、原則として次に従い対応するものとする。なお、詳細な手続等は、第3に従い行うものとする。

#### 1 入札又は開札前に談合情報を把握した場合

(1) 入札又は開札前に談合情報を入手したときは、直ちに第1の1により委員会の事務局へ通報するものとし、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により委員会において判断するものとする。

#### (2) 事情聴取

入札参加者又は入札に参加しようとする者（以下「入札参加者等」という。）全員に対して事情聴取を行うこととする。事情聴取は、入開札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入開札日前の日において行うか、又は入開札開始時刻若しくは入開札日の繰り下げにより入開札を延期した上で行うものとする。聴取結果については、事情聴取書（第3号様式）を作成し、委員会の事務局へ提出するものとする。

第1.3.(2)に該当した場合は、落札決定を保留した上で、入札参加者等全員に対して事情聴取を行うものとする。

#### (3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

聴取結果について委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、青森市財務規則第118条の規定により入札を中止し、又は延期するものとする。

第1.3.(2)に該当した場合は、青森市財務規則第117条の規定により入札を無効とする。

#### (4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

①聴取結果について委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、全ての入札参加者から誓約書（第4号様式）を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を執行するものとする。

②第1.3.(2)に該当した場合は、入札参加者全員から誓約書を提出させるものとし、落札決定を保留の上、聴取結果について委員会の審議後、落札者の決定を入札参加者全員に通知するものとする。

③内訳書(様式5号様式)のチェックにおいて、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、(3)により対応するものとする。

(5) 条件付き一般競争入札の場合の留意点

条件付き一般競争入札の場合は、事前に入札参加者等が明らかでないため、入札締切後、入札参加者を対象として、(2)以下に従い対応するものとする。

2 開札後に談合情報を把握した場合

開札後に談合に関する情報があった場合は、開札執行後において入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額が既に関連に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により委員会において判断するものとする。

(1) 契約締結以前の場合

①通報

談合に関する情報があった旨を直ちに第1の1により委員会の事務局へ通報し、併せて入札執行票の写しを提出するものとする。

②事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。聴取結果については、事情聴取書(第3号様式)を作成し、委員会の事務局へ提出するものとする。

③談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

聴取結果について委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、青森市財務規則第117条の規定により、入札を無効とすることとする。

④談合の事実があったと認められない場合の対応

聴取結果について委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者全員から誓約書(第4号様式)を提出させた上、落札者と契約を締結するものとする。また、当該誓約書を委員会の事務局へ提出するものとする。

(2) 契約締結後の場合

①通報

談合に関する情報があった旨を直ちに第1の1により委員会の事務局へ通報し、併せて入札執行票の写しを提出するものとする。

②事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うものとする。聴取結果については、事情聴取書(第3号様式)を作成し、委員会の事務局へ提出するものとする。

③談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

聴取結果について委員会の審議の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。また、契約を解除しようとする場合は、その旨を事前に委員会の事務局へ報告するものとする。

### 第3 個別手続きの手順等

第1に定める公正取引委員会への通報、第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

#### 1 公正取引委員会への通報

- (1) 公正取引委員会への通報は、委員会の事務局において行うものとする。
- (2) 公正取引委員会への通報の窓口は、公正取引委員会事務総局東北事務所（仙台市青葉区本町3-2-2 3第2合同庁舎 022-225-7095）である。
- (3) 通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることが予想されるため、委員会の事務局は、的確な対応ができるよう内容について整理しておくものとする。

#### 2 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、契約課長又は契約課主幹等の複数の職員により行うものとする。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上、一者ずつ会議室等に呼び出し、聞き取りを行う方法によるものとする。

#### 3 誓約書の提出等

- (1) 誓約書を公正取引委員会へ送付することがある旨を事情聴取の対象者に通知した上、第4号様式により、事情聴取の対象者から自主的に提出させるものとする。
- (2) 「入札執行後談合の事実が認められた場合には、入札を無効とする」旨の注意を促す場合には、別紙2を参考として注意事項を読み上げるものとする。

#### 4 内訳書のチェック

内訳書の提示にあたっては、積算担当者等が立会い、第1回目の入札前において、積算担当者等が内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかをチェックし、入札終了後に内訳書を入札者に返却するものとする。

なお、事情聴取、内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と内訳書のチェックを並行して実施することができるものとする

### 第4 公正入札調査委員会

#### 1 趣旨

建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、自治体経営局総務部に公正入札調査委員会を設置するものとする。

#### 2 調査審議事項

委員会においては、建設工事等について、入札談合に関する情報があつた場合は、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、警察への情報提供
- (2) 入札談合があった場合の対応の指示
- (3) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応の指示

### 3 委員会の構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、必要に応じて委員長があらかじめ指定する者を委員長代理として置くことができるものとする。

委員長 総務部長

委員 総務部次長、契約課長、契約課主幹、発注部局の次長若しくは発注課の課長（委員が不在の場合は、代理の出席を認めることができるものとする。）

### 4 委員会の運営

委員長は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて会議を開くものとする。ただし、緊急やむ得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、委員長は、書類の持回りにより、審議することができる。

### 5 事務局

委員会の事務局は、総務部契約課に置く。

第1号様式

談合情報報告書

平成 年 月 日

青森市公正入札調査委員長 様

青森市公正入札調査委員会事務局

情報を受けた日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
件 名	
入札(予定)日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
情報提供者	<input type="radio"/> 報道機関 <input type="radio"/> その他 役職・氏名等 連絡先
受信者	
情報手段	<input type="radio"/> 電話 <input type="radio"/> 書面 <input type="radio"/> 面接 <input type="radio"/> 報道
情報内容	
応答の概要	

第2号様式

青市契第 号  
平成 年 月 日

公正取引委員会事務総局東北事務所長 様

青森市総務部公正入札調査委員会事務局  
青森市総務部長

談合情報に関する通報について

青森市発注の〇〇〇〇〇〇〇〇の入札に関し、談合情報がありましたので、下記資料を添えて通報します。

記

- 1 談合情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札執行票（写）
- 5 入札に関する連絡

第3号様式

事情聴取書

聴取日時	
聴取場所	
聴取者職・氏名	

業 者 名	
事情聴取を受けた者の職・氏名	
事 情 聴 取 書	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本体工事について、他社の人と何らかの打合せ、または話合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、それはどのような内容の打合せ、または話合いでしたか。	

第4号様式

# 誓 約 書

平成 年 月 日

青森市長 様

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

印

今般の の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法の規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察署へ送付されても異議はありません。

(参考) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

「私的独占又は不当な取引制限の禁止」

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。



事情聴取項目（参考例）

- 1 ○○○○の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。
- 2 本件○○○○について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。
- 3 話合いがあったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話し合いでしたか。

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、青森市財務規則別記第1の入札心得を遵守し、厳正に入札すること。
  
- 2 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、青森市財務規則第117条の規定により入札は無効とする。